

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)
第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名譽又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)
第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。
 (調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。
 (民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。
 (意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとす る。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)と。会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

2 犯罪被害者等基本計画の案を作成するこ

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要な事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもつて組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(委員の任期)

1 一 國家公安委員会委員長

2 二 國家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

3 三 犯罪被害者等の支援等に関する優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するためには必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第七条の規定 公布の日

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、は、政令で定める。

六号 **附則** (平成二七年九月一日法律第六号) 抄

附則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄
 (施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

1 附則第七条の規定

2 附則第六号の規定

3 附則第一項第三号の委員は、再任されることができる。

4 附則第二条の規定

5 附則第三条の規定

6 附則第四条の規定

7 附則第五条の規定

8 附則第六条の規定

9 附則第七条の規定

10 附則第八条の規定

11 附則第九条の規定

12 附則第十条の規定

13 附則第十一条の規定

14 附則第十二条の規定

15 附則第十三条の規定

16 附則第十四条の規定

17 附則第十五条の規定

18 附則第十六条の規定

19 附則第十七条の規定

20 附則第十八条の規定

21 附則第十九条の規定

22 附則第二十条の規定

23 附則第二十一条の規定

24 附則第二十二条の規定

25 附則第二十三条の規定

26 附則第二十四条の規定

27 附則第二十五条の規定

28 附則第二十六条の規定

29 附則第二十七条の規定

30 附則第二十八条の規定

31 附則第二十九条の規定

32 附則第三十条の規定

33 附則第三十一条の規定

34 附則第三十二条の規定

35 附則第三十三条の規定

36 附則第三十四条の規定

37 附則第三十五条の規定

38 附則第三十六条の規定

39 附則第三十七条の規定

40 附則第三十八条の規定

41 附則第三十九条の規定

42 附則第四十条の規定

43 附則第四十一条の規定

44 附則第四十二条の規定

45 附則第四十三条の規定

46 附則第四十四条の規定

47 附則第四十五条の規定

48 附則第四十六条の規定

49 附則第四十七条の規定

50 附則第四十八条の規定

51 附則第四十九条の規定

52 附則第五十条の規定